

唐津市役所本庁舎エレベーター内広告掲示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、唐津市広告掲載要綱（平成18年告示第38号）及び唐津市広告掲載基準に定めるもののほか、唐津市役所本庁舎のエレベーター内に、民間企業等の広告を掲示する場合における必要事項について定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 掲示可能な広告の種類は、エレベーター内掲示板へのポスター掲示とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、B2サイズ縦型（515mm×728mm）以内とし、広告を掲示する場所の形状及び性質、景観等に応じて調整することができる。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は原則として公募により行う。

2 公募は唐津市ホームページ等に募集要項を掲載することにより行うものとする。

3 期間を定めて公募した場合にあって応募者が多数のときは、掲示を希望する期間が長期の者を優先し、同順位の者があった場合は、くじにより決定する。ただし、先着順で公募したときは、この限りでない。

(広告掲示可否の審査及び決定)

第5条 広告掲示の申込みがあったときは、広告内容について審査し、唐津市広告掲載要綱第6条に定める唐津市広告委員会の審査を経て、広告掲示の可否について決定する。

2 市長は、広告掲示の可否の決定を行った場合は、その結果を速やかに申込者に連絡しなければならない。

(行政財産の使用許可)

第6条 前条の規定による決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 使用許可については、唐津市公有財産規則（平成17年規則第52号）の規定によるものとする。

(広告掲示料)

第 7 条 広告主が広告掲示に伴い唐津市に納入する広告掲示料の額は、次の各号に定める使用料と広告料によるものとする。

(1) 使用料 前条の使用許可に係る使用料として唐津市行政財産使用料条例（平成 17 年条例第 70 号）の規定に基づき算出した額

(2) 広告料 1 か所当たり月額 5,500 円

(広告掲示料の納付)

第 8 条 前条の規定により承認を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で広告掲示料を一括前納しなければならない。

(広告掲示の申込み)

第 9 条 広告主が広告掲示の申込みを行うときは、募集要項に従い、次の各号に定める内容を市長に報告しなければならない。

(1) 広告掲示者の名称、代表者職氏名、所在地及び連絡先

(2) 広告掲示を希望する場所及び期間

(3) 広告の内容及び仕様

(広告の掲示場所)

第 10 条 広告の掲示場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 東側エレベーター 1 号機内 1 か所

(2) 東側エレベーター 2 号機内 1 か所

(3) 西側エレベーター内 2 か所

(広告の掲示期間)

第 11 条 広告を掲示する期間は、1 月単位とし、最長、掲示期間の開始日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(広告の作成)

第 12 条 広告は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の掲示及び撤去等)

第 13 条 広告の掲示及び撤去に関する作業は原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、市長が適当と認める場合は、唐津市が行うことができる。

2 広告主は、掲示する広告を、掲示開始日前に市長に提出する。提出日、場所及び方法については、市長と打ち合わせの上決定する。

3 市長は、第1項ただし書の協議の結果、広告の掲示及び撤去に関する作業を行う場合において、当該作業が完了したときは、直ちに、写真等作業完了を証する書類を広告主に送付するものとする。

(広告内容等の修正)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等（唐津市広告掲載要綱等を含む。）に違反している、又はそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第15条 広告主は、広告の内容等を変更するときは、変更の2週間前までに、市長に協議するものとする。

(広告掲示の取消し)

第16条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、使用許可を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲示料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。

(3) 第13条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

(4) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反している、又はそのおそれがあるときで、第13条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、広告掲示を継続することが適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲示の取下げ)

第17条 広告主は自己の都合により広告の掲示を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲示を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲示料は返還しない。

(広告掲示料の返還)

第 18 条 広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲示を取り消したときは、納付済みの広告掲示料を還付する。

2 前項に定める広告掲示料の還付は、唐津市行政財産使用料条例その他の関係法令等の規定によるものとする。

(事故補償)

第 19 条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該事故が唐津市に起因するときは唐津市が補償する。

(2) 当該事故が唐津市に起因しない場合は広告主が補償する。

(広告主の責務)

第 20 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(補則)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、広告掲示に関して必要な事項は、唐津市行政財産使用料条例その他の関係法令等の規定によるものとする。

(委任)

第 22 条 前条に定めるもののほか、広告掲示に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。